水戸市立笠原小学校
いじめ防止基本方針

令和４年４月改訂

1　いじめの防止等の策定に関する基本理念

笑顔にあふれ，安心して生活できる学校を目指して！ み　みんなで話し合い と　ともに勇気をもち し　信頼し合える仲間づくり

2　笠原小学校いじめ防止基本方針策定の目的

本基本方針は，児童に対するいじめの防止等に係る基本理念を定め，学校，保護者，地域住民，関係機関等の責務及び役割を明らかにするとともに，いじめの防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより，全ての児童が心豊かで安心・安全な生活を送ることができること，いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

3　いじめの定義

いじめとは，児童生徒に対して，当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 「いじめ防止対策推進法　第２条第１項」（平成２５年）

＜心理的な影響を与える行為＞

・冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。

・仲間はずれや集団による無視をされる。

・嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをさせられる。

・インターネットや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

＜物理的な影響を与える行為＞

・ぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。金品をたかられる。

・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。

4　いじめの基本認識

①　いじめは，どの児童にも，どの学校にも起こりうるものである。

②　いじめは，人権侵害であり，人として決して許される行為ではない。

③　いじめは，大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。

④　いじめは，いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

⑤　いじめは，その行為の態様により，暴行・恐喝，強要等の刑罰法規に抵触する。

⑥　いじめは，教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

⑦　いじめられている児童を確認したときには，その児童の立場に立って絶対に守るという意識をもって支援する。

⑧　いじめを行った児童に対しては，毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

⑨　いじめは学校，家庭，地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし，一体となって取り組むべき問題である。

⑩　日ごろから保護者との信頼関係を大切にし，地域や専門機関との連携協力に努める。

5　いじめ防止等のために実施する施策

（1）　水戸市立笠原小学校いじめ防止対策委員会の設置

①　構成員

いじめ防止対策委員会(発生時)

常時委員会（いじめ防止）
校長，副校長，教頭，教務主任
生徒指導主事，養護教諭

該当の学年主任
及び学級担任

※必要に応じて第三者機関の協力を得る。（ＳＣ，水戸市関連機関，民生委員等）

②　役割

○　未然防止のための教職員研修（年３回）　【生徒指導主事】

○　いじめ相談・通報の窓口　【生徒指導主事・養護教諭】

○　いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録，共有　【担任，学年主任，生徒指導主事，養護教諭】

○　いじめを察知した場合の情報の迅速な共有，関係ある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定，保護者との連携等の対応についての助言指導

【校長，副校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，ＳＣ，水戸市関連機関，民生委員等】

（2）　いじめの未然防止に向けて

①　児童による主体的ないじめ防止活動の取組

ア　児童がいじめ問題を自分のこととして考え，自ら活動できるよう児童会の取組を通して，いじめを許さない集団になるよう働きかける。

イ　代表委員会が中心となり，あいさつ運動やマナーアップ運動，いじめ解決フォーラム等の取組を企画し，年間を通じて全校児童が関わる場を設定する。

ウ　縦割り班活動等なかよしタイムや学校行事に異学年が支え合って取り組むような活動を意図的に実践する。

エ　まごころタイム等の中で，地域でのマナーや社会のルールを習得できる場面を設定する。

オ　自分たちで学級のルールを作る話合いを行う等，特別活動の時間を充実させる。

カ　道徳の時間等を通して，社会が抱える問題を考えたり，地域での自分の行動を見つめさせたりする。

②　教職員の資質向上に向けた取組

ア　全ての教育活動を通して，自分を大切にすることと同時に，他者を大切にする授業づくりを行う。

イ　学校生活での悩みの解消を図るために，スクールカウンセラーや外部講師等を活用した研修を計画的に実施する。

ウ　教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように，言動には細心の注意を払うとともに，教職員が相互に注意し合える環境を醸成する。

エ　常に，いじめに対する危機感をもち，教職員の研修を充実させ，教育相談体制の整備，相談窓口の周知徹底，個別面談の実施を図る。

オ　地域や関係機関との定期的な情報交換を行い，日常的な連携に努める。

カ　学年経営，学級経営の充実を図る。

・よさを認める指導（加点法）　・分かりやすい授業づくり

（３）　いじめの早期発見に向けて

①　全職員による児童の観察，情報交換

担任だけではなく，全職員が児童に話しかける機会を増やし，小さな変化を見逃さないようにするとともに，情報交換を密に行う。

②　「学校生活のアンケート」の実施（５年間保存）

「悩んでいたり心配したりしている，困っていることがある」等と回答した児童に対して，聞き取り，面談を行う。

③　生徒指導部員会を開き，学校全体として組織的に対応し，継続して支援していく。

④　相談ポストの設置

⑤　スクールカウンセラーによる面談の実施

⑥　保護者や地域との連携

保護者と連携して児童の様子を把握するとともに，地域からも情報を得るように努める。

（４）　いじめの事実を発見したとき，いじめの情報を得たとき【被害児童最優先】

①　いじめの事実を発見したときは，ただちにいじめをやめさせるとともに，いじめを受けた児童を保護する。

②　いじめを受けた児童，いじめを行った児童，いじめを見た児童への事実確認は，児童の人権を尊重しながら慎重かつ迅速に行う。組織的に対応し正確な情報を得るとともに情報の共有に努める。

③　いじめを受けた児童，保護者への支援を最優先に行う。

④　いじめを行った児童への指導及び支援とその保護者への助言に努める。

⑤　必要に応じて「拡大いじめ防止対策委員会」を開き，対策を検討する。

⑥　インターネット等による誹謗中傷については，迅速かつ組織的に事実把握を行い，直ちに削除等の措置を行うように努める。また，必要に応じて，関係機関等の協力を求める。

⑦　いじめを受けた児童が安心して学習できる措置を講ずる。

⑧　いじめを行った児童への指導及び支援だけでなく，必要に応じて学級，学年，全校で集会等を行い，いじめの再発防止に努める。

⑨　法律に触れるいじめの行為については，警察等との連携を図る。

⑩　改善が見られれば収束するまで継続し，改善が見られない場合は再度「いじめ防止対策委員会」を開いて計画を修正・実行する。

⑪　「いじめ解消」の判断は，「指導からおよそ３ヶ月継続観察」後に，児童本人及び保護者に心配ないと認識できた場合に解消とする。

6　重大事態への対応

（１）　重大事態とは，次のような状況が発生した場合を指す。

①　生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

・児童が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑い
・年間３０日を超える欠席がある場合
・一定期間連続して欠席しているような場合

（２） 重大事態が発生した場合の対処
① 教育委員会を通じて速やかに市長に報告
② 教育委員会と連携し，調査，問題の解決にあたる。拡大いじめ防止対策委員会を母体とし，当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた組織で行う。
③ いじめの事実等について隠蔽せず，説明責任を果たすように努める。
④ いじめを受けた子供の心のケアや自信を回復するための最大限の努力を行うとともに，いじめに関与した子どもとの関係回復のための取組に努める。

○　いじめ問題への対応（危機管理マニュアルより抜粋）

＜未然防止のために＞　・あいさつ運動の実施　・保護者への啓発　・関係機関との連携
・児童とかかわる時間の確保　・個別面談の実施
・いじめ解決フォーラムの実施　・児童が主体となる活動の実施

いじめの発見

↓

1　早期発見のために
・日常的な視点(児童との積極的なコミュニケーション，家庭訪問)
・教育相談窓口の周知（相談ポストの設置，市の相談ダイヤル・県のサポートセンターの活用）
・定期的なアンケートの実施
・保護者や地域への相談窓口の周知

対　　応

2　状況の把握と対応（組織の活用）
(1) 事実関係の把握，報告（事実確認は２人体制）
担任,学年主任,生徒指導主事,養護教諭 → 教頭・副校長→校長
(2) 対応策の検討
（担任，学年主任，生徒指導主事，教務主任，養護教諭，教頭，副校長，校長）
(3) 共通理解のもとに支援及び指導
（担任，学年主任，生徒指導主事，教務主任，教頭，副校長，校長）
※事実の確認と指導を同時に行わないこと

〈いじめ防止対策委員会〉
重大事態の場合は
別組織で

↓

**被害児童への支援
加害児童等への指導**

3　被害児童への支援及び加害児童等への指導
・被害児童に対する支援をする。
（担任，学年主任，生徒指導主事）
・加害児童に対する指導をする。
（担任，学年主任，生徒指導主事）
・学級全体，学年全体，全校児童への指導をする。
（担任，学年主任，生徒指導主事，教務主任，教頭，副校長，校長）

↓

保護者への支援，指導

4　保護者への支援及び指導
・被害児童の保護者への事情説明及び学校教育への理解と協力を得る。
（担任，学年主任，生徒指導主事，教頭，副校長，校長）
・加害児童の保護者への事情説明及び，今後の対応への理解と協力を得る。
（担任，学年主任，生徒指導主事，教頭，副校長，校長）
※場合により保護者会(学級，学年)を開催して説明し，理解協力を得る。
※PTA（執行部）にも説明し，理解と協力を得る。
※関係機関(市教委等)へ連絡し，適切な助言をいただく。
（副校長，教頭，生徒指導主事）
※生徒指導情報交換会の中で，事実と経過報告をする。

↓

関係児童への支援と指導の継続及び観察

5　支援と指導を継続して行い，様子を観察する。
・教育相談を継続して行い，生活の様子，交友関係等を把握する。
・事態が改善されない場合は，再度対応策を検討して，支援及び指導にあたる。
（担任，学年主任，生徒指導主事，教務主任，教頭，副校長，校長）

↓

解　　消

6　早期解決のために
・被害児童，相談・連絡してきた児童の安全確保
・組織を使っての調査
・市いじめ対応専門班との連携，スクールカウンセラーの活用
・加害・被害保護者との協力